

最低制限価格制度の適用範囲及び算定方式の変更について

公共工事におけるダンピング受注による工物品質の低下，下請業者へのしわ寄せ防止の徹底を図るため，最低制限価格の適用範囲及び算定方法を改正します。

○適用範囲

業種	適用範囲
建設工事	入札における全ての案件
測量・建設コンサルタント業務	入札における測量、建築コンサルタント、土木コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントの全ての案件

○算定式

最低制限価格算定式（R4公契連モデル）

建設工事	算定式	上限値	下限値
(1) 土木工事	直接工事費×0.97+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.90+一般管理費×0.68	0.92	0.75
(2) 建築工事（電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含む）	(直接工事費×0.90)×0.97+共通仮設費×0.90+（現場経費+直接工事費×0.10）×0.90+一般管理費×0.68	0.92	0.75
(3) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事	(直接工事費×0.80)×0.97+共通仮設費×0.90+（現場経費+直接工事費×0.20）×0.90+一般管理費×0.68	0.92	0.75

令和6年3月26日付け国土交通省「低入札価格調査基準の算入率・範囲の改定について」に示される算定方法

測量・建設コンサルタント業務	算定式	上限値	下限値
(1) 測量業務	直接測量費×1.00+測量調査費×1.00+諸経費×0.50	0.82	0.60
(2) 建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費×1.00+特別経費×1.00+技術料等経費×0.60+諸経費×0.60	0.81	0.60
(3) 土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費×1.00+直接経費×1.00+その他原価×0.90+一般管理費×0.50	0.81	0.60
(4) 地質調査業務	直接調査費×1.00+間接調査費×0.90+解析等調査業務費×0.80+諸経費×0.50	0.85	2/3
(5) 補償関係コンサルタント業務	直接人件費×1.00+直接経費×1.00+その他原価×0.90+一般管理費×0.50	0.81	0.60

※上限値・下限値は設計金額に対する割合